

第1編 総説

第1章 総 則

第1節 防災計画の目的

この防災計画は、石災法第31条の規定に基づき、千葉県石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等のため、総合的な防災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 防災計画の性格と範囲

この防災計画は、千葉県の特別防災区域に係る災害の防止に関し、特定事業所をはじめ、国・県・市そのほか防災関係機関等が一体となり実施すべき業務を定めた総合的かつ基本的な計画である。

この防災計画は、国の防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画、県・市の地域防災計画に抵触するものではない。

この防災計画は、地震対策として南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進地域に準じた対策、関東地震級の海溝型地震及び平成7年兵庫県南部地震級の直下型地震等の大規模地震対策並びに長周期地震動対策を図るものとする。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、本県の特別防災区域内では、千葉市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されていることから、同法に基づく、推進計画の内容を含むものとする。

この防災計画は、毎年検討を加え防災に関する諸情勢の変化等に伴い逐次補完整備するものとする。

第3節 防災計画の基本方針

特定事業者は、災害防止に対する第一次的責任を有し、特定事業所における防災対策の強化と特定事業所等相互間の協力体制の確立により災害の発生及び拡大の防止を図るものとする。

防災関係機関等の業務、役割を明確にするとともに、各機関相互の連携を密にして防災対策を推進するものとする。

すべての防災関係機関等は、特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、災害の発生を未然に防止するため、予防対策の充実と、初期防災活動に万全を期するものとする。

その他事業所についても、特別防災区域に係る防災対策に準じた対策を取るよう指導するものとする。

第4節 特別防災区域の範囲

本県の特別防災区域は、東京湾沿岸部にそって、京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区及び京葉臨海南部地区の3地区が指定されており、面積、石油貯蔵・取扱量及び高压ガスの処理量の各合計はいずれも全国第1位であり、わが国最大のコンビナート地帯を形成している。(令和4年4月1日現在)(表-1、図-1参照)

1 京葉臨海北部地区

京葉臨海北部地区は市川市に位置し、面積2,04km²、総事業所数156社、そのうち6の特定事業所(第一種事業所5、第二種事業所1)で形成されており、油槽所主体の地区である。(図-2参照)

2 京葉臨海中部地区

京葉臨海中部地区は千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45,19km²、総事業所数342社、そのうち61の特定事業所(第一種事業所28(レイアウト事業所22)、第二種事業所33)で形成されており、全国79の特別防災区域のなかで、面積、石油貯蔵・取扱量及び高压ガスの処理量がいずれも最大であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。(図-3、4参照)

3 京葉臨海南部地区

京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積12,51km²、総事業所数70社、そのうち3の特定事業所(第一種事業所1(レイアウト事業所1)、第二種事業所2)で形成されており、鉄鋼業主体の地区である。(図-5参照)

表一 千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況表

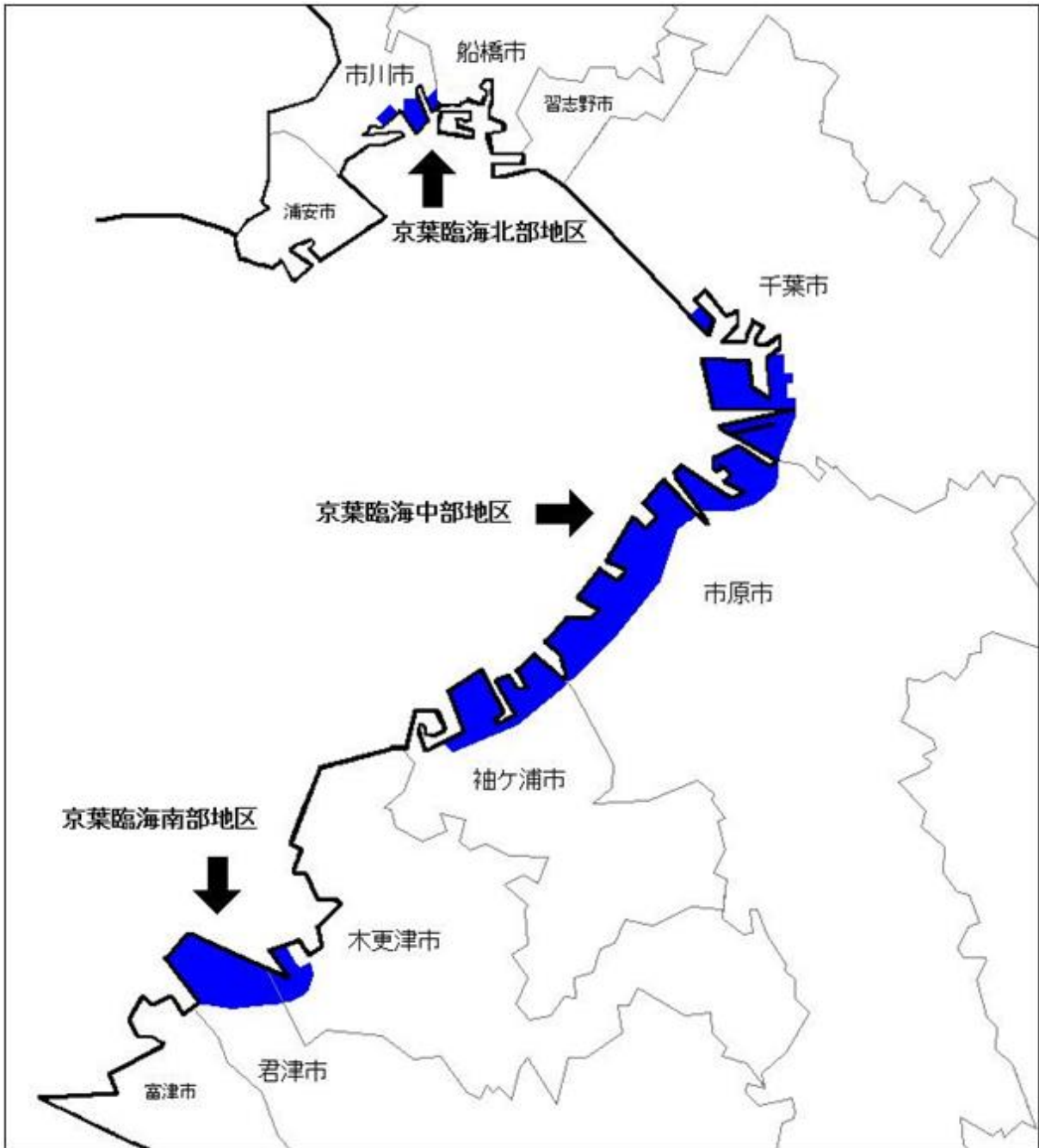
(令和4年4月1日現在)

区分	区域面積 k m ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その他 事業所 <small>(うち石油取扱事業所)</small>
		石油 千KL	高圧ガス 百万N m ³	総数	第一種 事業所 <small>(うちレイアウト事業所)</small>	第二種 事業所	
京葉臨海 北部地区	市川市	257 (1.28%)	6 (0.25%)	6	5 (0)	1	150 (27)
	小計	257 (1.28%)	6 (0.25%)	6	5 (0)	1	150 (27)
京葉臨海 中部地区	千葉市	437 (2.17%)	28 (1.18%)	9	5 (3)	4	122 (18)
	市原市	14,923 (74.07%)	2,064 (87.09%)	36	16 (15)	20	137 (48)
	袖ヶ浦市	4,487 (22.27%)	251 (10.59%)	16	7 (4)	9	22 (20)
	小計	19,847 (98.51%)	2,343 (98.86%)	61	28 (22)	33	281 (86)
京葉臨海 南部地区	君津市 木更津市	43 (0.21%)	21 (0.89%)	3	1 (1)	2	67 (23)
	小計	43 (0.21%)	21 (0.89%)	3	1 (1)	2	67 (23)
合計	59.74	20,147 (100.00%)	2,370 (100.00%)	70	34 (23)	36	498 (136)

資料：令和4年度石油コンビナート等実態調査

石油コンビナート等特別防災区域における「その他事業所」の状況について(令和4年4月1日現在)

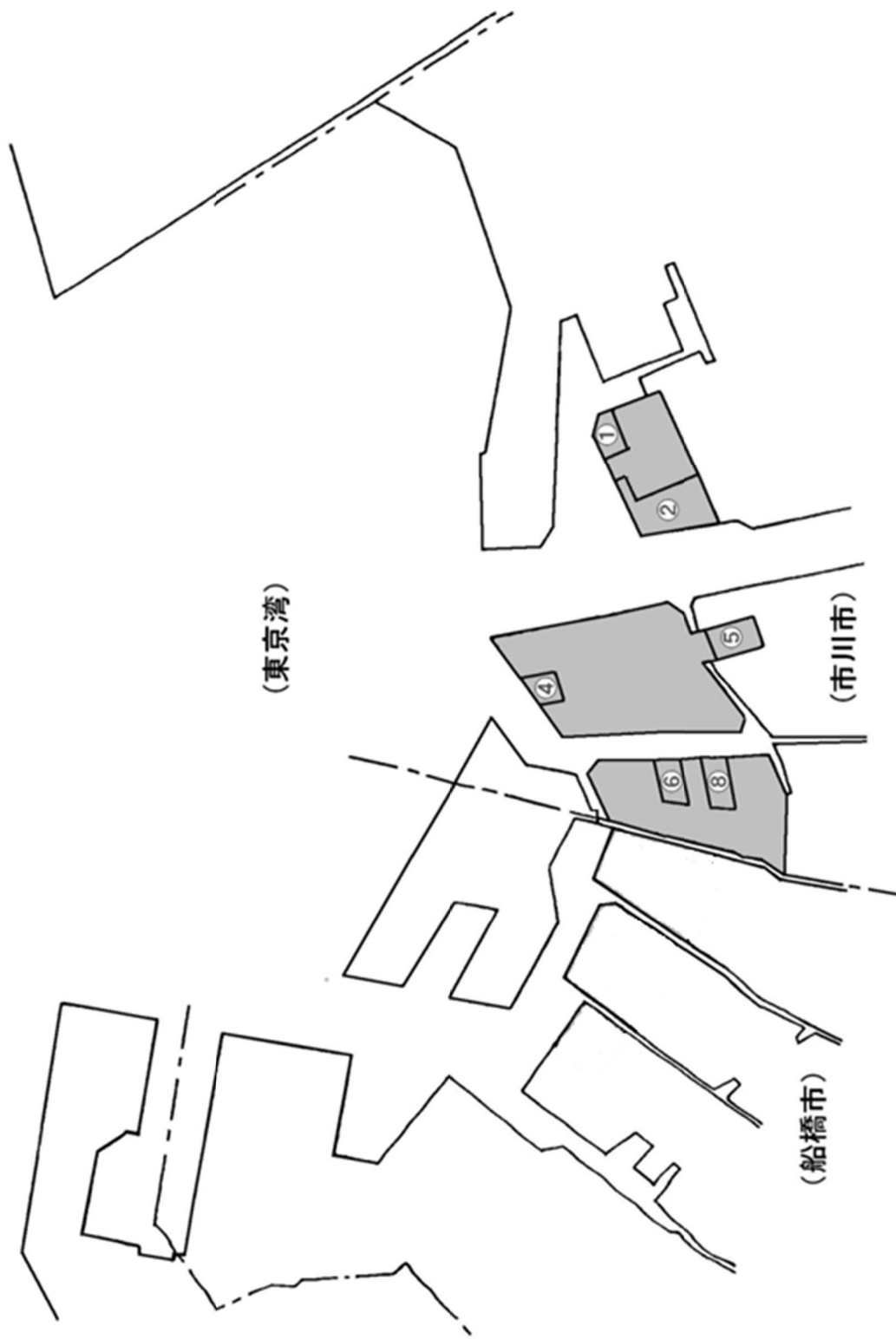
図ー1 千葉県石油コンビナート等特別防災区域図



図一2 京葉臨海北部地区 (令和5年4月1日現在)

事業所名	区分
1 東洋合成工業㈱高浜油槽所	1(石)
2 ENEOS㈱市川油槽所	1(石)
4 ㈱市川アーストモスターミナル	1(切)
5 東洋合成工業㈱市川工場	2(石)
6 丸善㈱京葉油槽所	1(石)
8 日本サン石油㈱市川工場	1(石)

(3、7、9番欠番)



図一3 京葉臨海中部地区一1 (令和5年4月1日現在)
(市原市)

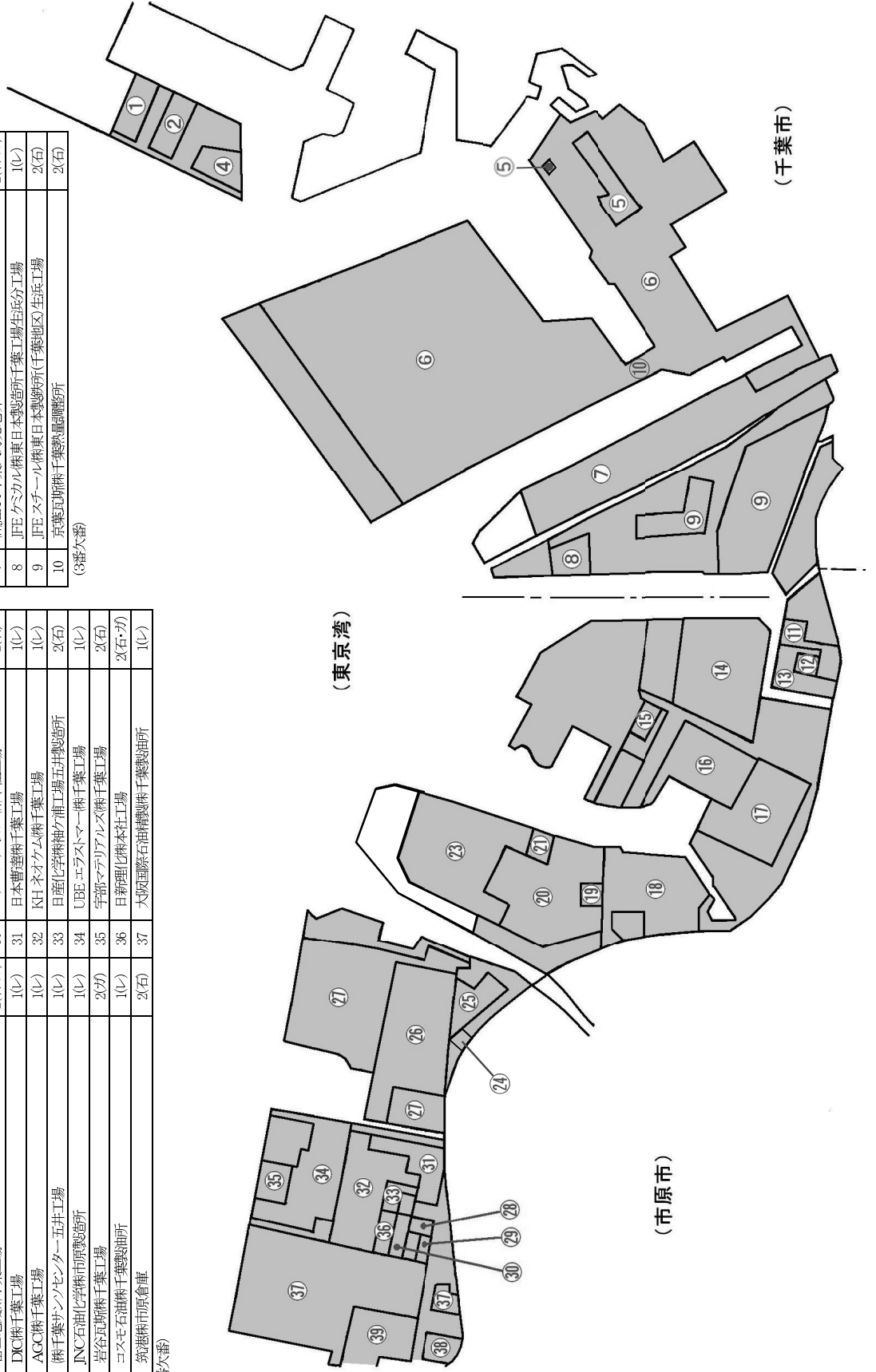
事業所名	区分	事業所名	区分
クレーン・エム・タミナル(株)市原事業所	1(石)	株式会社 五井事業所	2(石・ガ)
日本リファイン(株)千葉工場	2(石)	デンカ(株)千葉工場	1(レ)
ライオン(株)千葉工場	2(石)	丸善石油化学(株)千葉工場	1(レ)
古河電気工業(株)千葉事業所	2(石・ガ)	日曹金属化学(株)千葉工場	2(石)
キャボット・ジャパン(株)千葉工場	2(石)	株MORFSCO千葉工場	2(石)
富士電機(株)千葉工場	2(石・ガ)	エチレンタミナル(株)本社工場	2(石)
DIC(株)千葉工場	1(レ)	日本曹達(株)千葉工場	1(レ)
AGC(株)千葉工場	1(レ)	KH 株式会社(株)千葉工場	1(レ)
株千葉インセンター五井工場	1(レ)	日産化学(株)油粕工場五井機造所	2(石)
JNC石油化学(株)市原機造所	1(レ)	UBE エラストマー(株)千葉工場	1(レ)
岩谷瓦斯(株)千葉工場	2(ガ)	宇部マテリアルズ(株)千葉工場	2(石)
コスモ石油(株)千葉機油所	1(レ)	日新理化(株)本社工場	2(石・ガ)
筑港(株)市原倉庫	2(石)	大塚理化学(株)千葉機油所	1(レ)

(22 番欠番)

(千葉市)

事業所名	区分
株イー・オイルミルズ千葉工場	2(石)
エヌアイケミカル(株)千葉事業所	1(石)
丸紅エネックス(株)千葉ターミナル	1(レ)
JPE ケミカル(株)東日本機造所千葉工場	1(石)
JPE スチール(株)東日本機造所(千葉地区)	1(レ)
株JERA 千葉電力発電所	2(石・ガ)
JPE ケミカル(株)東日本機造所千葉工場生浜分工場	1(レ)
JPE スチール(株)東日本機造所(千葉地区)生浜工場	2(石)
京葉瓦斯(株)千葉熱電機機修所	2(石)

(3 番欠番)



図一4 京葉臨海中部地区一2 (令和5年4月1日現在)

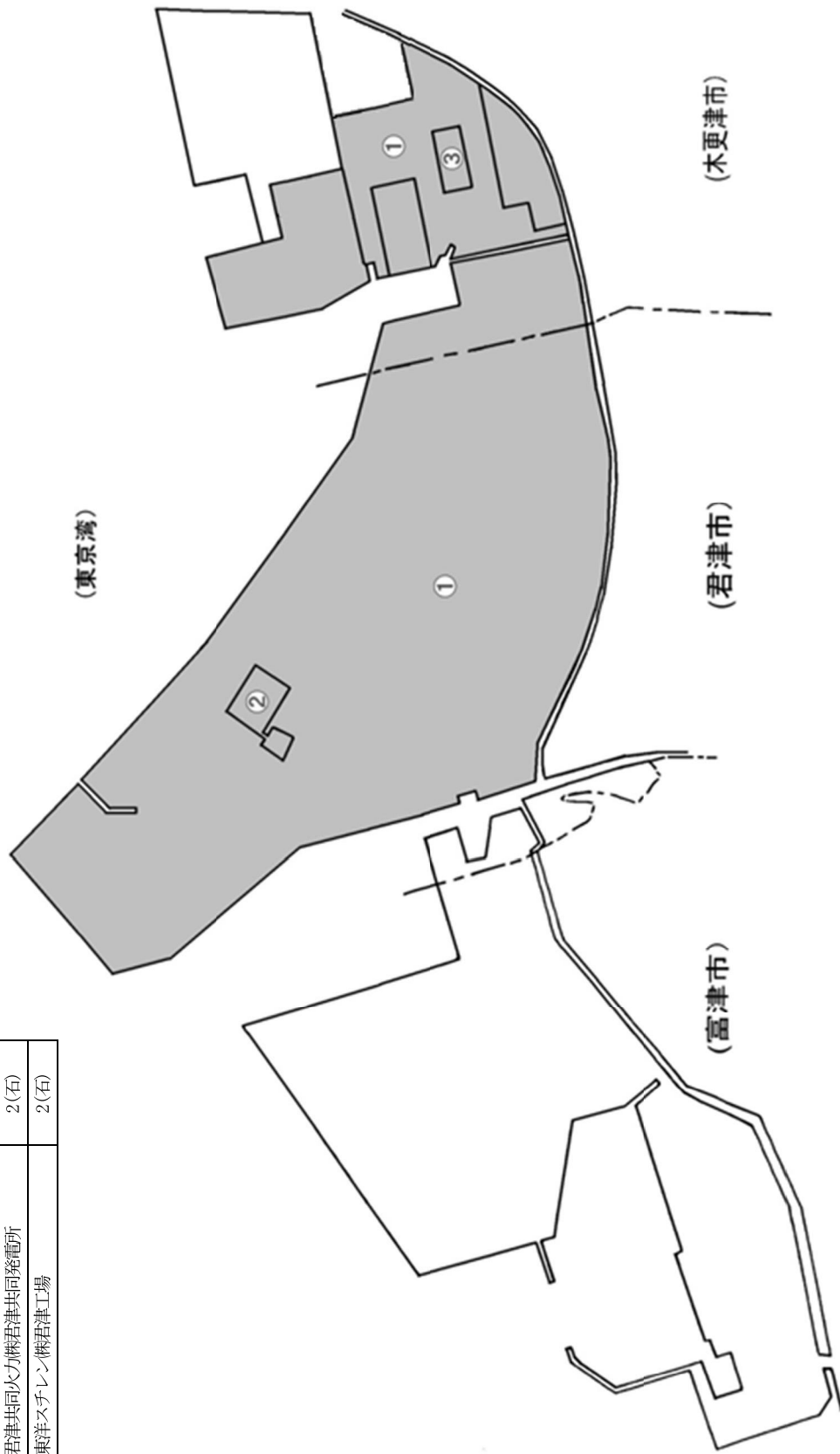


事業所名		区分	事業所名	区分
37	大和国際石油精製株式会社製油所	1(レ)	三井化学株式会社原工場	1(レ)
38	NRS株式会社製油センター	2(石)	出光興産株式会社事業所	1(レ)
39	東レ株式会社工場	2(石)	株式会社神崎火力発電所	2(石)
40	ダウ・東レ株式会社工場	2(石)	住友化学株式会社工場神崎地区	1(レ)
41	ENEOSマテリアル株式会社工場	1(レ)	日本板硝子株式会社事業所	2(石・ガ)
(44番欠番)				
63			東レ・ファイケンケミカル株式会社事業場	2(石・ガ)

事業所名		区分	事業所名	区分
48	住友化学株式会社工場袖ヶ浦地区	1(レ)	富士石油株式会社中袖基地	1(石)
49	富士石油株式会社製油所	1(レ)	東京燃業株式会社	1(ガ)
50	ENEOS株式会社事業所	1(石)	東京ガス株式会社袖ヶ浦LNG基地	2(石)
51	株式会社サンセンター袖ヶ浦工場	1(レ)	株式会社旭化成袖ヶ浦火力発電所	2(石)
52	日鉄エポキシ製造株式会社工場	2(石・ガ)	日本アルミニウム産業株式会社袖ヶ浦(旧)事業所	2(石)
53	東邦化学工業株式会社工場	2(石・ガ)	旭化成株式会社旭化成本社別所製油所製油所	1(レ)
54	日本燃業株式会社	2(石)	エコシステム株式会社	2(石)
55	広栄化学株式会社事業所	2(石・ガ)		
56	株式会社NEKA工場	2(石・ガ)		
(64番欠番)				

図一5 京葉臨海南部地区 (令和5年4月1日現在)

事業所名	区分
1 日本製鋼所東日本製鋼所君津地区	1(レ)
2 君津共同火力株式会社共同発電所	2(右)
3 東洋スチレン(株)君津工場	2(右)



第2章 組織の現況

第1節 千葉県石油コンビナート等防災本部

防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成、災害時等における情報の収集、伝達及び応急対策等を積極的に推進するとともに、災害等が発生した場合においては、その規模、態様によって発災市に現地本部を設置し総合的応急対策を講ずるものである。

また、防災本部は、常設機関として県に設置されており、防災危機管理部消防課に事務局を置き本部の事務処理に当たっている。

なお、防災本部の運営等については「千葉県石油コンビナート等防災本部条例」、「千葉県石油コンビナート等防災本部運営規則」、「災害時等における防災本部運営要領」等に定めるものである。

防災本部の組織及び業務は次のとおりである。

1 組織

(1) 防災本部

防災本部は知事を本部長（本部長代理：副知事）に、本部長（防災関係機関の長及び特定事業所の代表者）49名、幹事（防災関係機関及び特定事業所の職員）59名で構成され、本部の運営等に関し必要な事項を定める。

（表－1 防災本部員の構成、図－1 防災本部の構成）

(2) 現地本部

現地本部は現地本部長（発災市長）と現地本部長（本部長の中から本部長の指名する者）で構成し大規模な災害発生時において、被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。（図－2 現地本部の構成）

(3) 部会

部会は、千葉県石油コンビナート等防災本部条例第4条第1項の規定により、防災本部が設置する機関で、本部長が指名する本部長及び専門員で構成され、防災本部の運営等に関する事項のうち、専門の事項に関する調査及び検討を必要に応じて実施する。

(4) 事務局

防災本部の事務局は県防災危機管理部次長を事務局長とし、他に次長、事務局員を置き、事務処理に当たるが発災時等の場合においては、事務局員の増員を図り対処する。

また現地本部設置時における現地事務局は現地本部長、現地本部長に係る機関の職員、防災本部事務局職員、発災市及び消防職員で構成する。

2 業務

(1) 防災本部

ア 防災計画の作成及びその実施の推進に関すること

イ 防災に関する調査研究の推進に関すること

ウ 防災に関する情報の収集、伝達に関すること

エ 災害が発生した場合において、関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整に関すること

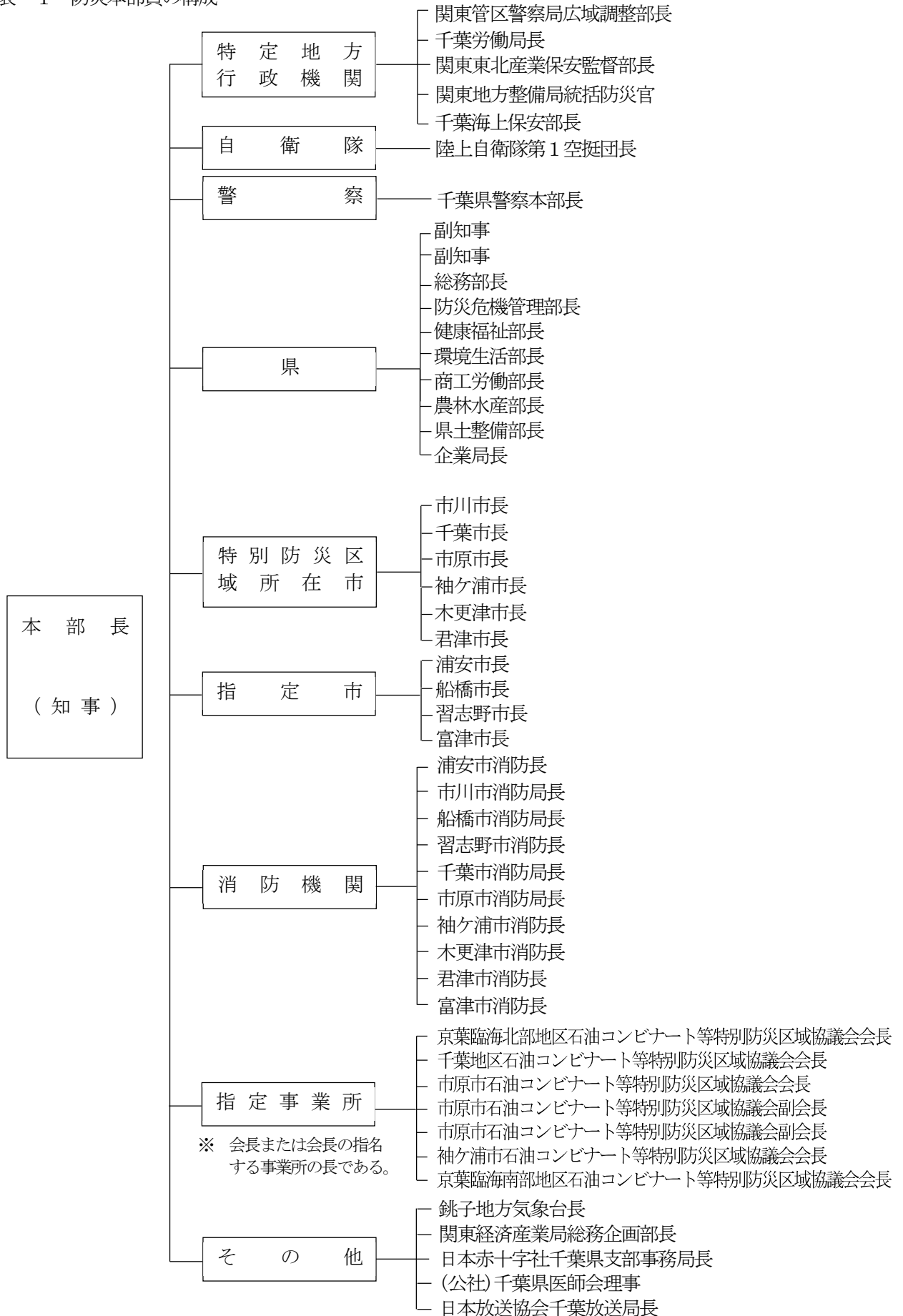
オ 現地本部設置に関すること

カ 現地派遣班及び現地本部に対する指示に関すること

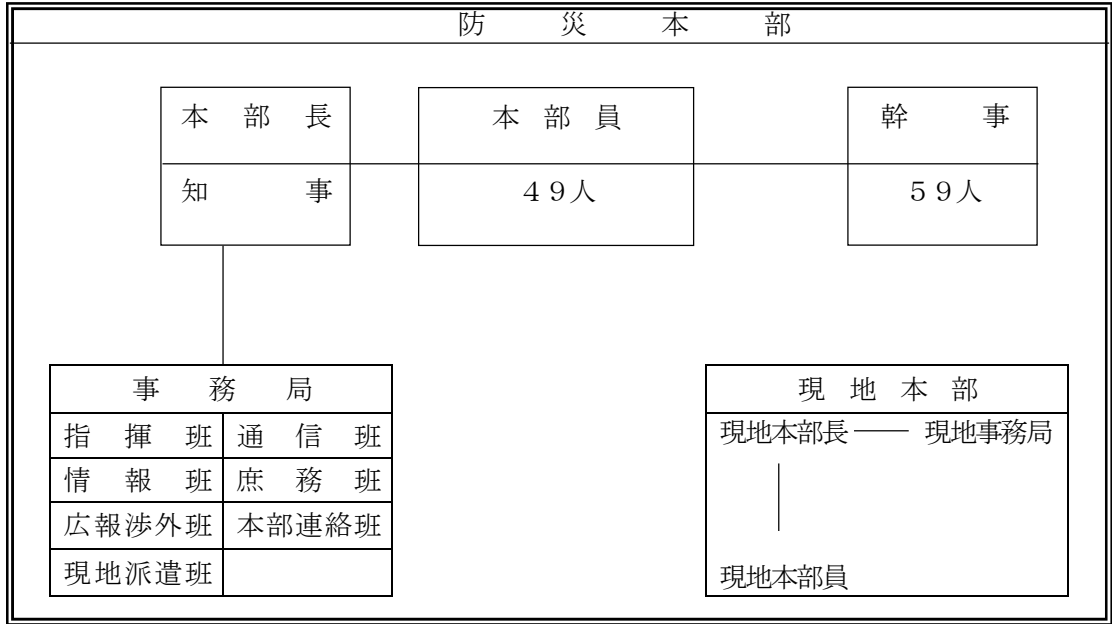
キ 災害が発生した場合において、国の行政機関（特定地方行政機関を除く）及び他の都道府県等との連絡に関すること

ク その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項、応急対策の実施上必要な事項の実施に関すること

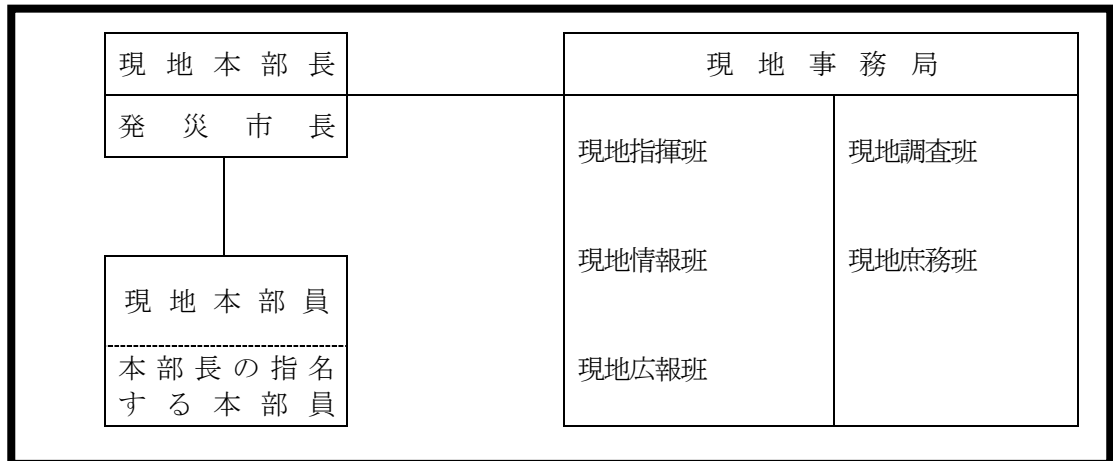
表一 防災本部員の構成



図一 防災本部の構成



図二 現地本部の構成



(2) 現地本部

- ア 災害及び防御活動に関する情報の収集及び防災本部への報告に関すること
- イ 防災関係機関等相互の調整に関すること
- ウ 防災本部への要請事項の決定に関すること
- エ 本部長からの指示事項の実施に関すること
- オ 関係機関への情報提供及び報告に関すること
- カ その他応急対策の実施上必要な事項の実施に関すること

第2節 特別防災区域協議会等

1 石油コンビナート等特別防災区域協議会

特別防災区域に所在する特定事業所等は、共同して当該区域に係る災害に対処するため、防災協力体制を整備しておく必要がある。本県においては、すでに特定事業所とその他事業所で各特別防災区域単位に次のとおり設立されているが、今後は更に未加入事業所の加入促進を図るなど、事業所が積極的に地域ぐるみの災害防止に取り組むための防災協力体制を強化していくものとする。

地区別	構成事業所	左の内訳			設立年月日
		第一種事業所	第二種事業所	その他の事業所	
京葉臨海北部地区	7	5	1	1	昭和52年6月20日
〃 中部地区	83	28	33	22	〃 55年12月18日
〃 南部地区	34	1	2	31	〃 52年10月28日
計	124	34	36	54	—

(令和4年4月)

各特別防災区域協議会は、主に次の業務を行うものとする。

- (1) 各特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- (2) 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- (3) 特定事業所等の従業員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
- (4) 共同防災訓練の実施
- (5) その他協力体制の整備上必要な事項

2 千葉県石油コンビナート等特別防災区域連合協議会の設置

特別防災区域に共通する課題の共同調査研究等防災体制の整備を促進するため、千葉県石油コンビナート等特別防災区域連合協議会を早期に設置するものとする。

- (1) 構成

この会は、3特別防災区域協議会をもって構成する。
- (2) 本会に期待される役割
 - ア 総合防災訓練の実施
 - イ 特別防災区域に係る災害に関する情報の交換
 - ウ 特別防災区域間の相互応援体制の整備
 - エ 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同調査研究
 - オ 住民等に対する広報の実施
 - カ その他防災体制整備上必要な事項

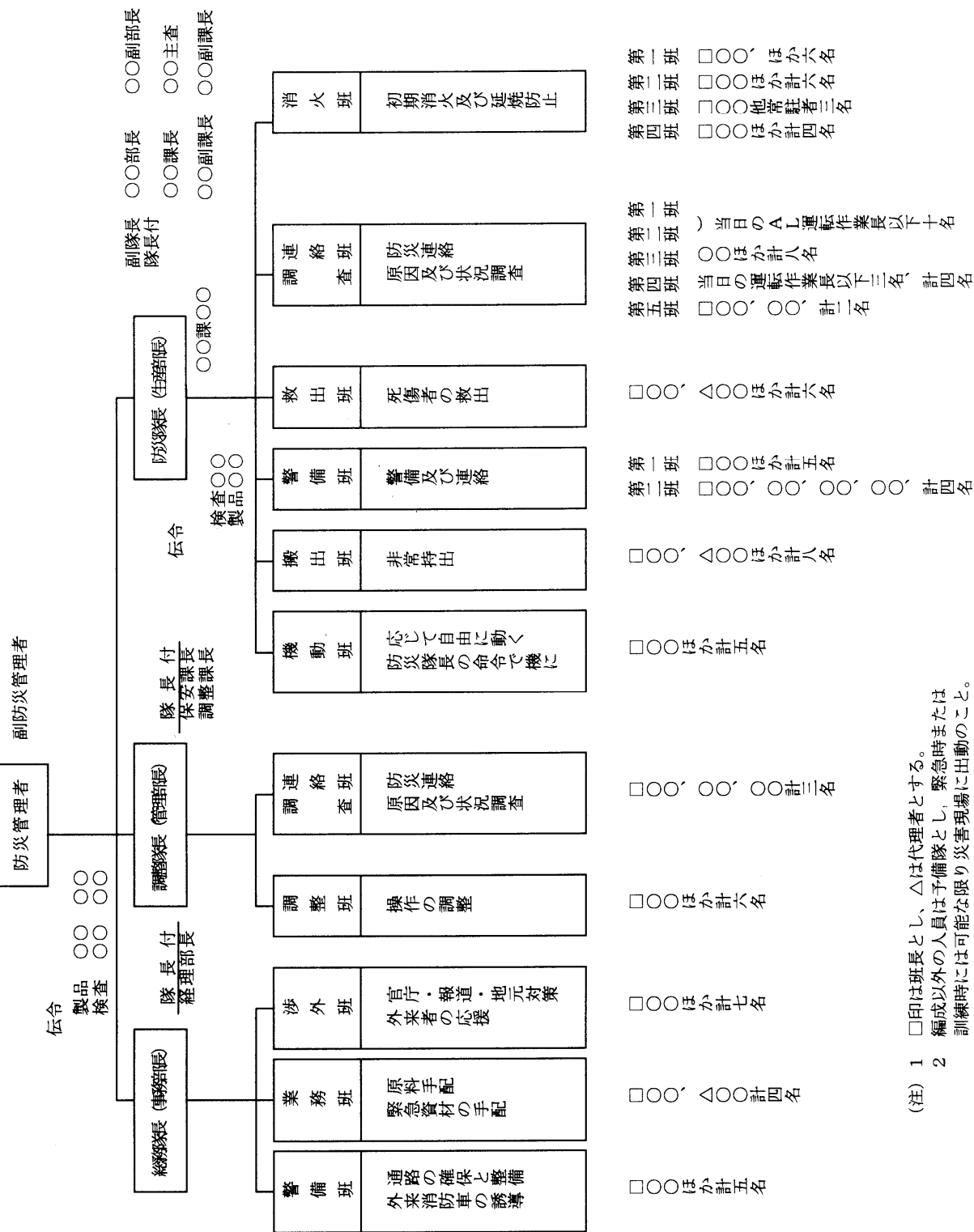
第3節 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織

1 自衛防災組織

自衛防災組織は、石災法第16条に定めるところにより特定事業所の総合的な防災組織として災害の発生又は拡大防止について万全の措置を講ずるため、次により防災体制を確立しておくものとする。(表-2 自衛防災組織表(例示))

- (1) 組織は事業所の実状に合わせ、具体的に整備する
- (2) 各班の行動基準を具体的に定めておく
- (3) 個別の行動基準を具体的に定めておく
- (4) 指揮命令系統は一本化しておく

表一-2 自衛防災組織表 (例示)



(注) 1 □印は班長とし、△は代理者とする。
 2 編成以外の人員は予備隊とし、緊急時または訓練時には可能な限り災害現場に出動のこと。

2 共同防災組織

共同防災組織は、石災法第19条に定めているところにより「自衛防災組織の業務の一部を行わせるため」に設置することができることとされており、一の特別防災区域内に所在する特定事業所等は共同し防災組織を設置するものであって、各特定事業所が設置している自衛防災組織と一体となり、これを補完するものである。

なお、共同防災組織は陸上防災及び海上防災を統合して組織することが望ましいが、立地条件その他やむを得ない場合には、一方のみで組織することも差し支えないものである。

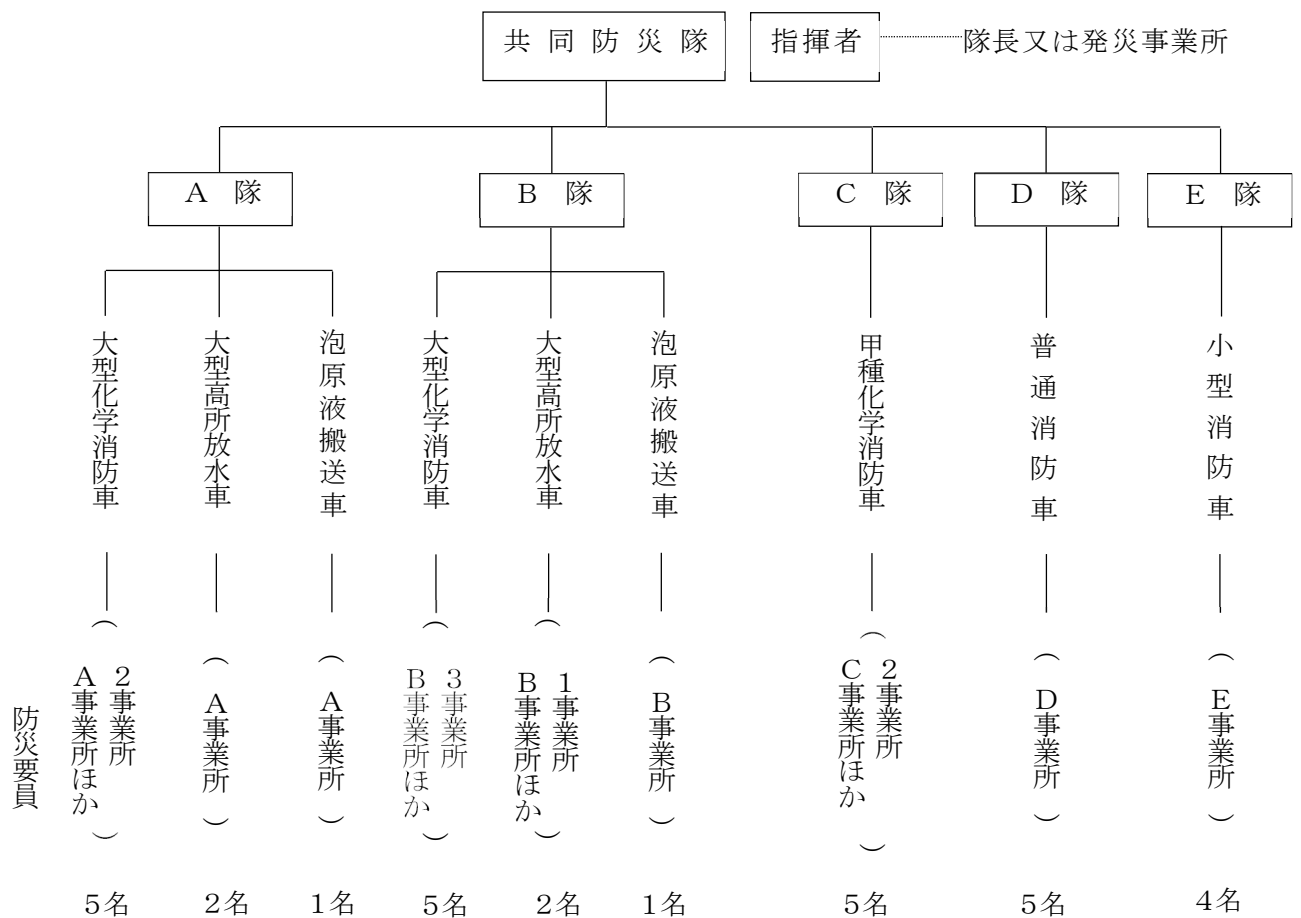
(表-3 共同防災組織 (例示))

- (1) 業務
自衛防災組織の業務の一部を行うものとする。
- (2) 範囲 (大容量泡放射システムを備え付ける共同防災組織は除く)
自衛防災組織の一部として災害の初期において拡大防止活動を行い得る範囲とし、面積は概ね半径2.5キロメートルとして、消防車等が通行する通路をもって算出するものとする。
- (3) 活動
共同防災規程を定め、構成事業所又は当該共同防災組織の指揮者の指揮下に入って防災活動を行うものとする。
- (4) 管理形態
管理形態は、その目的に照らし構成事業所の一部として一体的に活動できるものとする。
- (5) 防災資機材等及びその配置
共同防災組織として必要で十分な能力を有する防災資機材等を確保し、地形、通路及び距離並びに石油等の貯蔵量及び高圧ガスの処理量に応じた危険性の度合を考慮して、集中又は分散配置するものとする。
- (6) 防災要員等
災害が発生した場合、直ちに活動することができる専従かつ常駐の防災要員を確保するものとする。
なお、大容量泡放射システムを備え付ける共同防災組織にあつては、防災要員の確保に加え、同システムの移動・設定等に必要な補助要員も併せて確保するものとする。
- (7) 委託の要件 (昭和52年7月12日付け 消防地第119号)
次のような3点が実態上明確であり、共同防災組織として有効な体制が確保されることが消防当局においても認め得るものとする。
ア 共同防災組織として必要な防災資機材等及び防災要員が確保されており、十分な能力を有するものであること。
イ 常駐しており他の業務に優先して共同防災組織の業務を遂行するものであること。
ウ 共同防災規程により、共同防災組織の構成事業所の指揮下に入って防災活動を行うものであること。
- (8) 設置状況
共同防災組織の設置状況は次のとおりである。

共同防災組織の設置状況

区分	共同防災組織名	設立年月日
陸上	京葉臨海北部地区市川共同防災組織	S53. 7. 1
海上	市川地区海上共同防災協議会	S53. 7. 12
陸上	千葉市新港地区共同防災協議会	S53. 11. 1
陸上	JFE千葉地区陸上共同防災組織	S53. 11. 1
海上	千葉地区海上共同防災組織	S53. 11. 1
陸上	五井共同防災協議会	S52. 7. 13
陸上	千種地区共同防災協議会	S52. 7. 13
陸上	袖ヶ浦姉崎地区共同防災協議会	S53. 4. 1
海上	市原・袖ヶ浦地区海上共同防災協議会	S54. 3. 30
陸上	京葉臨海中部地区共同防災協議会 (大容量泡放射システム)	H19. 7. 4
陸・海	京葉臨海南部地区共同防災組織	S52. 7. 13

表-3 (共同防災組織表 (例示))



3 広域共同防災組織

広域共同防災組織は、平成16年の石災法改正により設けられた制度で、二以上の特別防災区域にわたる区域であって、事情を勘案して政令で定める区域に所在する特定事業所が自衛防災組織の業務のうち政令で定める業務を行わせるために設置される。

政令で京葉臨海北部地区と京葉臨海中部地区が「第四地区」として指定されたが、政令で定める業務が大容量泡放射システムを用いた防災活動に関するものに限定されており、配備対象となる石油タンクが京葉臨海中部地区のみにしか存在しないことになったため、広域共同防災組織は設置されていない。

第4節 その他防災協力体制

1 相互応援体制

災害想定に対応した総合的防御対策は第3編第2章第8節で策定しているが、関係機関相互の応援体制が早期に必要なので、次により整備を図る。

〔相互応援協定事項例示 (1) 目的、(2) 連絡窓口、(3) 応援の種類、(4) 応援要請の手続、(5) 応援隊の指揮、(6) 応援経費の負担、(7) 資料の交換〕

(1) 特定事業所等

各区域単位に一本化した相互応援協定を整備するものとする。

なお、協定に係る具体的細部資料として各特定事業所等が現実に応援出動できる資機材等の一覧表を作成し、防災対策の実効を期するものとする。

(2) 市間

「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」により相互応援することとしているが、特別防災区域に係る市が現実に応援出動できる資機材等の一覧表を作成し、防御対策の実効を期するものとする。

また、市原市消防局に配備しているエネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下「ドラゴンハイパー・コマンドユニット」という。）にあつては、上記の協定及び基本計画のほか、「エネルギー・産業基盤災害即応部隊出動基本計画（市原市）」に基づき出動する。

なお、状況により県内各市町に対し、化学車等の出動を要請するため所要の資料整理等、事前に整備を図っておくものとする。

(3) 広域的応援体制

災害の態様、規模によっては広域的な応援活動体制による対応を要するので、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」、関東地方知事会を構成する1都9県で締結した「震災時等の相互応援に関する協定」及び全国知事会を構成する47都道府県で締結した「全国知事会における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく相互応援活動並びに緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊による応援活動が迅速かつ的確に実施されるよう、応援及び受援活動体制を整備しておくものとし、平時から関係機関との連携強化を図るものとする。

第3章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

特別防災区域の防災に関し、特定事業所、県、市、特定地方行政機関、自衛隊、関係公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱について定める。

1 特定事業所

特定事業所は、防災対策に関し、第一次的責任を有することから相互に連携共同して地域の一体的防災体制の確立に努める。

- (1) 災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- (2) 石災法、消防法、高圧ガス保安法、その他法令に基づく防災施設並びに防災資機材等の整備推進
- (3) 技術の共同研究の推進
- (4) 防災組織の強化並びに防災訓練の実施
- (5) 従業員等に対する災害の発生又は拡大防止に関する教育
- (6) 関係法令の遵守の徹底
- (7) 南海トラフ地震臨時情報への適切な防災対応
- (8) 警戒宣言に係る緊急予防措置基準の作成
- (9) 異常現象の通報義務（石災法第23条）
- (10) 特定事業者の責務に基づき災害の防衛及び拡大防止活動の実施並びに共同体制による防災活動の実施
- (11) 災害応急措置の概要等の報告
- (12) 関連企業等の防災対策に関する指導、監督
- (13) 選任した防災管理者、副防災管理者に対し防災業務に関する能力向上に資する研修機会の付与
- (14) 防災関係機関の要請に基づく災害広報の実施

2 県

県は、この計画に基づいて、特定事業所等及び防災関係機関が実施する防災対策が総合的かつ効果的に行われるよう総合調整を図るとともに特定事業所等の指導、徹底を期するものとする。

- (1) 総務部
災害関係職員の動員及び派遣
- (2) 防災危機管理部
 - ア 防災本部の運営
 - イ 防災計画の作成、修正
 - ウ 情報の収集、伝達等
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊及び自衛隊の災害派遣要請
 - カ 消防庁長官に対する専門知識を有する職員の派遣要請
 - キ 石災法、消防法及び高圧ガス保安法による指導監督
- (3) 健康福祉部
 - ア 医療救護
 - イ 毒物、劇物関係施設の保安管理の指導監督
- (4) 環境生活部
 - ア 汚染物質等の発生源に対する監視指導
 - イ 大気環境及び公共用水域の監視
- (5) 商工労働部
 - ア 企業の立地に関する指導
- (6) 農林水産部
 - ア 流出油による漁業被害の防止指導
 - イ 流出油防除資機材の備蓄推進
- (7) 県土整備部

- ア 道路の安全確保及び災害復旧
- イ 港湾施設、海岸保全施設の整備、調査及び災害復旧
- ウ 流出油防除資機材の備蓄推進
- (8) 企業局
 - ア 県営水道の導送配水管等施設の漏水調査及び点検、パトロールの実施
 - イ 県営水道の浄給水場等施設の復旧
 - ウ 県営水道の導送配水管路の復旧資機材の備蓄推進
 - エ 工業用水道各施設の点検、パトロールの実施
 - オ 工業用水道施設の復旧
 - カ 工業用水道導送配水管路の復旧資機材の備蓄推進
 - キ 土地管理部の所掌する施設・用地のパトロール
 - ク 特別防災区域内の用地の分譲時における必要に応じた関係機関との協議

3 関係市

関係市は防災関係機関と緊密な連携のもとに有効かつ適切な応急対策活動を実施する。

- (1) 災害広報
- (2) 避難勧告、指示、避難路、避難場所の確立、誘導
- (3) 負傷者の救出救護、応急手当
- (4) 被害箇所等の応急工事、資機材の調整
- (5) 現地本部の設営
- (6) 石油コンビナート等防災訓練の推進

4 消防機関

消防機関は特定事業所等の施設、設備の安全対策に関する指導等を行うとともに防災関係機関と緊密な連携のもとに有効かつ適切な防災活動を行う。

- (1) 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の育成指導
- (2) 危険物施設、設備等の保安管理の指導、監督
- (3) 防災資機材の備蓄及び整備
- (4) 情報の収集、伝達及び被害状況調査、災害原因調査
- (5) 医療機関等への搬送
- (6) 火災等の災害防御及び拡大防止活動

5 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、防災体制の整備充実を図るとともに積極的な防災活動を実施する。

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局及び警視庁との連携
 - ウ 管区内防災関係機関との連携
 - エ 管区内各県警察及び防災機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - オ 警察通信の確保及び統制
- (2) 関東東北産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等施設及び特定事業所の保安に関する指導及び監督
 - イ 第一種特定事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
 - ウ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - エ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (3) 千葉海上保安部
 - ア 海上災害の予防啓発
 - イ 海上における被災者の救援救助
 - ウ 海上災害の防御活動

- エ 海上災害に係る船舶の安全確保
 - オ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - カ 災害広報
 - キ 安全防災対策のため、大型タンカー及び大型タンカーバースに対する現場指導
 - ク 防災資機材の備蓄整備
 - ケ 海上防災訓練の指導及び実施
 - コ 災害発生通報
- (4) 千葉労働局
- ア 労働災害防止に関する監督、指導
 - イ 労働安全教育の指導、援助
 - ウ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
 - エ 情報の収集、伝達
 - オ 「化学工業における爆発・火災防止対策関連指針」の周知・徹底
 - カ 労災保険給付の迅速・適正な処理
- (5) 関東地方整備局
- ア 所管施設の災害防止
 - イ 情報の収集、伝達
 - ウ 道路の啓開、応急復旧による交通確保
 - エ 港湾施設及び港湾内の海岸保全施設の整備
 - オ 港湾施設及び港湾内の災害復旧及び技術指導
 - カ 開発保全航路の維持管理

6 銚子地方気象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

7 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - ウ 千葉県石油コンビナート等防災計画に吻合した防災訓練の実施に関すること
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること
 - イ 災害救助のため防衛省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

8 県警察本部

県警察本部は、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、災害警備活動を実施する。

- (1) 避難の指示及び誘導
- (2) 負傷者の救出、救助
- (3) 広報等民心安定のための諸措置
- (4) 交通規制
- (5) 情報の収集、伝達及び被害状況の把握
- (6) 事故原因の究明

9 関東経済産業局

- (1) 被災中小企業の振興
- (2) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給確保
- (3) 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保

10 関係公共機関

次に掲げる関係公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて、特別防災区域に係る防災活動に積極的に寄与するものとする。

- (1) 日本赤十字社千葉県支部
被災者に対する医療救護活動
- (2) (公社)千葉県医師会
被災者に対する医療救護活動
- (3) 日本放送協会千葉放送局
災害情報等の広報
- (4) 東京電力パワーグリッド(株)
電力施設の保全及び応急復旧
- (5) 東日本電信電話(株)
電気通信施設の保全及び応急復旧
- (6) 東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)
ガス施設の保全及び応急復旧
- (7) (一社)千葉県トラック協会
大容量泡放射システムの緊急輸送に関すること

11 その他事業所

その他事業所は、関係法令及び行政指導基準等に基づいて、防災組織及び防災資機材の整備充実等防災体制の強化を図るとともに、災害時には防災関係機関及び特定事業所等の行う防災活動に積極的に協力するものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報等の発表時における混乱を防止し、併せて地震発生時における被害を最小限にとどめるためにも、情報の収集及び伝達体制等を特定事業所に準じた措置を講ずるよう努力するものとする。

12 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の特定事業所等

当該推進地域に指定された千葉市内で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域における特定事業所等は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定により次の事項を定めた防災規程(対策計画)を作成するものとする。

- (1) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- (2) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
 - ア 後発地震への注意を促す情報等の伝達等
 - イ 災害応急対策をとるべき期間等
 - ウ 事業所のとるべき措置